

電子申請する場合の電子データの構成・名称の標準仕様

Ver2.0

	判定申請図書	電子データの単位・名称の標準	備考	
当初申請	判定申請書類1	 000委任状	副本に添付しない申請書類等	PDFデータの共通仕様 ・解像度:300dpi以上 ・図面サイズ(意匠図、構造図): A3版の電子データを基本とする。(トリミング、トンボ等は設定しない。) ・セキュリティ機能: 使用しない (文書閲覧権限や印刷時のパスワード等の機能は設定しない。) ・PDFへの直接書き込み: レイヤー作成、注釈や図面描写機能による修正等は行わず、可変性のない状態(審査者による注釈等の変更ができない状態)とする。 (特に追加説明時に図書を部分的に補正する場合等は、補正後のファイルを再度pdf出力するなどし、可変性のない状態とする。) ・構造計算書や、一貫計算書など、1つのファイルが複数のセクション等から構成される場合には、PDFファイルのしおり機能等により適宜見出し(電子ファイル内の各セクション等へのリンク・ブックマーク)を付ける。 留意事項 ・左記の区分により電子データを分割する ・複数棟を含む判定申請の場合、該当するファイル名の末尾に(〇〇棟)を追記し、区別する。(030構造図(A棟) など) ・計画変更申請の場合、該当するファイル名の冒頭の数字の後に(変更前)(変更後)を追記する。(030(変更後)構造図 など)
		 001建築計画概要書		
		 002安全証明書		
	判定申請書類2	 010判定申請書	副本に添付する申請書等	
		 011既存不適格調書		
	意匠図	 020意匠図		
	構造図	 030構造図		
	構造計算書	 040構造計算書	構造計算書表紙、目次、一貫計算書以外の計算書	
		 041一貫計算書	一貫計算書、チェックリスト	
		 042地盤調査報告書	計算書と別綴じの場合	
 043認定書・評定書等		計算書と別綴じの場合		
追加説明書	追加説明書	 099追加説明書	添付方法は次頁	

追加説明書として正式提出する図書（提出イメージ：オレンジ塗のうち必要な図書を提出）

Ver2.0

	判定申請図書	電子データの単位・名称の標準		備考
追加説明書	追加説明書	 099追加説明書		追加説明書表紙(Word版の参考様式あり)、質疑回答書(必ず添付)
添付図書		当初申請図書から補正を行った図書を提出する。		- 追加説明書には、添付図書として、補正した部分のみを添付する。ただし、一貫計算書については一部補正が認められないため、計算書を一式提出すること。 - 補正する図書については、追加図書であることが分かるよう適宜ページ番号を付すこと。(099追加説明書の質疑回答書から補正箇所が容易に判別できるようにする。) - ページ番号の例 計算書の場合:「追-P-●●」 図面の場合:「追-S-●●」 - 当初申請時のファイルと、補正後のファイルを区別するため、補正を行ったファイルは1××...とファイル名の冒頭の数値を変更し、区別する。(2回目の追加説明の際には2××...とする) - 当初申請図書から補正を行わない図書は、追加説明書としての提出は必要ない。
		当初申請図書	補正を行った図書の名称	
	判定申請書類1	 000委任状	 <u>100</u> 委任状	
		 001建築計画概要書	 <u>101</u> 建築計画概要書	
		 002安全証明書	 <u>102</u> 安全証明書	
	判定申請書類2	 010判定申請書	 <u>110</u> 判定申請書	
		 011既存不適格調書	 <u>111</u> 既存不適格調書	
	意匠図	 020意匠図	 <u>120</u> 意匠図	
	構造図	 030構造図	 <u>130</u> 構造図	
	構造計算書	 040構造計算書	 <u>140</u> 構造計算書	
		 041一貫計算書	 <u>141</u> 一貫計算書	
		 042地盤調査報告書	 <u>142</u> 地盤調査報告書	
		 043認定書・評定書等	 <u>143</u> 認定書・評定書等	

一貫計算書の一部のみを補正することは認められない。
(スカイツリー本(運用解説編2022年版p216、217)参照)